

## 令和元年(2019年)第4回ニセコ町議会臨時会

令和元年(2019年)5月9日(木曜日)

### ○議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 選挙第1号 議長の選挙
- 4 会期の決定
- 5 選挙第2号 副議長の選挙
- 6 議席の指定
- 7 常任委員の選任
- 8 議会運営委員の選任
- 9 選挙第3号 後志広域連合議会議員の選挙
- 10 選挙第4号 羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙
- 11 選挙第5号 羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙
- 12 諸般の報告
- 13 議案第1号 ニセコ町監査委員の選任について
- 14 議案第2号 町税条例等の一部を改正する条例
- 15 議案第3号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算
- 16 議員派遣の件
- 17 閉会中の所管事務調査の申し出について(各常任委員会)

### ○出席議員(10名)

仮議席1番 榊原龍弥  
仮議席3番 猪狩一郎  
仮議席5番 浜本和彦  
仮議席7番 篠原正男  
仮議席9番 斉藤うめ子

仮議席2番 木下裕三  
仮議席4番 高木直良  
仮議席6番 高瀬浩樹  
仮議席8番 小松弘幸  
仮議席10番 青羽雄士

本議席1番 篠原正男  
本議席3番 高瀬浩樹  
本議席5番 斉藤うめ子

本議席2番 木下裕三  
本議席4番 榊原龍弥  
本議席6番 浜本和彦

本議席7番 小松弘幸  
本議席9番 青羽雄士

本議席8番 高木直良  
本議席10番 猪狩一郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片山健也
副町	長	林知己
会計管理者		加藤紀孝
総務課	長	阿部信幸
防災専門官		青田康二郎
企画環境課	長	山本契太
企画環境課	参事	坂口秀之
税務課	長	芳賀善範
町民生活課	長	中村正人
保健福祉課	長	桜井幸則
農政課	長	中川博視
国営農地再編推進室	長	石山智
商工観光課	長	福村一広
建設課	長	高瀬達矢
上下水道課	長	石山康行
総務係	長	馬淵淳
財政係	長	島崎貴義
学校教育課	長	前原功治
町民学習課	長	佐藤寛樹
学校給食センター	長	富永匡
幼児センター	長	酒井葉子
農業委員会	会長	荒木隆志
農業委員会	事務局長	山口丈夫

○出席事務局職員

事務局	長	佐竹祐子
書	記	中野秀美

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（佐竹祐子君） 本臨時会は一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行なうことになっております。

年長の高木直良議員をご紹介します。高木直良議員、臨時議長席にご着席ください。

◎臨時議長のあいさつ

○臨時議長（高木直良君） ただいま紹介をいただきました高木直良です。

地方自治法 107 条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い致します。

◎開会宣言

○臨時議長（高木直良君） ただいまから令和元年第 4 回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。臨時議長において作成する議事日程は、お手元に配布したとおりです。

◎日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（高木直良君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（高木直良君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により臨時議長において、仮議席 1 番、榊原龍弥議員、仮議席 2 番、木下裕三議員を指名します。

◎日程第 3 選挙第 1 号 議長の選挙

○臨時議長（高木直良君） 日程第 3、選挙第 1 号議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉鎖します。

（中野書記議場を閉鎖する）

ただいまの出席議員は 10 名です。次に立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に仮議席番号 3 番、猪狩一郎議員、仮議席番号 5 番、浜本和彦議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(佐竹事務局長 投票用紙配布)

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(佐竹事務局長、投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票願います。

それでは、投票の順序を読み上げます。

(佐竹事務局長仮議席により点呼、議員は点呼により投票)

投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行ないます。

猪狩一郎議員、浜本和彦議員の開票の立会いをお願いします。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数 10 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 10 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、猪狩一郎議員 10 票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、猪狩一郎議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(中野書記議場閉鎖を解く)

ただいま議長に当選されました猪狩一郎議員が議長におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長に当選されました猪狩一郎議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長(猪狩一郎君) 　ただいま選出いただきました猪狩でございます。事の重責に身が震える想いではありますが、皆様のご協力をいただきながら、一公務員として公僕精神を全うしたいと思えます。二元代表制の一翼として、町側とは一歩離れて二歩離れずの精神で、物事を進めていきたい。そのためには、議員同士の信頼関係がとても重要であります。諸問題があれば議員協議会等を開き、戦線諤々、自由闊達な意見を出し合い、町側に発信していきたいです。法令、規則は重要であり、

遵守しなければならないが、血の通った方策も考えていきたい。いずれにいたしましても、町民の代表として、本町の発展のため、微力ではございますが、尽くしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（高木直良君） これでは臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

猪狩一郎議長、議長席におつきください。

#### ◎日程第4 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。議長において追加する議事日程は、お手元に配布したとおりです。

会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

#### ◎日程第5 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉鎖します。

（中野書記議場を閉鎖する）

ただいまの出席議員は10名であります。次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高木直良君、篠原正男君を指名します。

投票用紙を配布します。

（佐竹事務局長、投票用紙配布）

投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票願います。

（佐竹事務局長、仮議席により点呼、議員は点呼により投票）

投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行ないます。

高木直良君、篠原正男君の開票の立会いをお願いします。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数 10 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 9 票。無効投票 1 票。

有効投票のうち、青羽雄士君 9 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、青羽雄士君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(中野書記議場の閉鎖を解く)

ただいま副議長に当選されました青羽雄士君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

副議長に当選されました猪狩一郎君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長(青羽雄士君) ただいま当選いたしました青羽です。議長を補佐しながら、また、議会の役割といたしまして、行政のチェック、そして最終議決機関としての役割を十分果たしていけるよう、励んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長(猪狩一郎君) この際、暫時休憩します。

暫時休憩 10時19分

再開 10時25分

○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第6 議席の指定

○議長(猪狩一郎君) 議席は会議規則第3条第1項の規定により議長において指定します。氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。佐竹事務局長。

○議会事務局長(佐竹祐子君) 議席番号を申し上げます。

1番 篠原正男議員、2番 木下裕三議員、3番 高瀬浩樹議員、4番 榊原龍弥議員、5番 斉藤うめ子議員、6番 浜本和彦議員、7番 小松弘幸議員、8番 高木直良議員、9番 副議長 青羽雄士議員、10番 議長 猪狩一郎議員、以上です。

○議長(猪狩一郎君) ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。  
この際、暫時休憩します。

暫時休憩 10時26分  
再開 10時27分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 常任委員の選任

○議長（猪狩一郎君） 日程第7 常任委員の選任を行ないます。  
お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務常任委員に榊原龍弥君、篠原正男君、小松弘幸君、斉藤うめ子君と私 猪狩一郎を、産業建設常任委員に木下裕三君、高木直良君、浜本和彦君、高瀬浩樹君、青羽雄士君をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決しました。

この際、20分休憩します。

休憩中に各委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。場所は、総務常任委員会は議員控室、産業建設常任委員会は正副議長室でそれぞれ開催してください。

暫時休憩 10時28分  
再開 10時40分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行なわれ、その結果の報告が議長の手許に参りましたので報告いたします。

総務常任委員会、委員長に篠原正男君、同副委員長に斉藤うめ子君、産業建設委員会、委員長に木下裕三君、同副委員長に浜本和彦君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第8 議会運営委員の選任

○議長（猪狩一郎君） 日程第8 議会運営委員の選任を行ないます。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員に木下裕三君、高木直良君、篠原正男君、斉藤うめ子君、青羽雄士君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩します。

休憩中に委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。場所は正副議長室で開催してください。

暫時休憩 10時41分

再開 10時45分

○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行なわれ、その結果の報告が議長の手許に参りましたので報告します。

議会運営委員長に篠原正男君、同副委員長に木下裕三君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第9 選挙第3号 後志広域連合議会議員の選挙

○議長(猪狩一郎君) 日程第9 選挙第3号 後志広域連合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行ないたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(猪狩一郎君) 篠原正男君。

○1番(篠原正男君) 動議を提出します。指名の方法について、後志広域連合議会議員については



各町村の議長が選出されているケースが多く、そのような選出が適切と思われることから、猪狩一郎議長を指名することを望みます。

(「異議なし」の声あり)

○議長(猪狩一郎君) ただいま篠原正男君から、後志広域連合議会議員に私猪狩一郎を指名したい旨の動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(猪狩一郎君) 指名方法による動議を直ちに議題として採決します。  
お諮りします。

ただいま動議が提出され、私猪狩一郎が後志広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました私、猪狩一郎が後志広域連合議会議員に当選しました。

#### ◎日程第10 選挙第4号 羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙

○議長(猪狩一郎君) 日程第10 選挙第4号 羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法については議長において指名することに決しました。

羊蹄山麓環境衛生組合議会議員に、榊原龍弥君、浜本和彦君を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました榊原龍弥君、浜本和彦君を羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました榊原龍弥君、浜本和彦君が羊蹄山麓環境衛生組合議会議員に  
当選されました。

ただいま羊蹄山麓環境衛生組合議会議員に当選されました榊原龍弥君、浜本和彦君が議場におら  
れますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知します。

◎日程第 11 選挙第 5 号 羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙

○議長(猪狩一郎君) 日程第 11 選挙第 5 号 羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙を行ないます。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行ないたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

羊蹄山ろく消防組合議会議員に、木下裕三君、高瀬浩樹君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました木下裕三君、高瀬浩樹君を羊蹄山ろく消防組合議会議員の当  
選人とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました木下裕三君、高瀬浩樹君が羊蹄山ろく消防組合議会議員に当  
選されました。

ただいま羊蹄山ろく消防組合議会議員に当選されました木下裕三君、高瀬浩樹君が議場におられ  
ますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知します。

この際、午後 2 時まで休憩します。

休 憩	10時50分
再 開	14時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第12、この際諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、坂口秀之君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

◎日程第13 議案第1号 ニセコ町監査委員の選任

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、議案第1号 ニセコ町監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、浜本和彦君の退席を求めます。

（浜本和彦君、退席）

提出者から提案理由の説明を求めます。副町長、林知己君。

○副町長（林知己君） 日程第13、議案第1号 ニセコ町監査委員の選任について説明いたします。議案2ページをお開きください。

議案第1号 ニセコ町監査委員の選任について。下記の者をニセコ町監査委員にしたいので、地方自治法第196条1項の規定により、議会の同意を求める。住所、ニセコ町字有島、氏名、浜本和彦。令和元年5月9日提出、ニセコ町長 片山健也。

本案につきましては、町議会議員の改選により任期が改まったことから、議会議員から選任する監査委員について、議会の同意を求めるものでございます。今回ご提案いたしました浜本和彦さんの高潔な人格、優れた見識につきましては、私からあえて申し上げるものでなく、議員の皆さんはご案内のとおりと思っております。浜本和彦さんの略歴については、3ページから4ページをご覧くださいと思います。

議案第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。よって、討論を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号 ニセコ町監査委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 ニセコ町監査委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

(浜本和彦君、着席)

◎日程第14 議案第2号 町税条例等の一部を改正する条例及び

日程第15 議案第3号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算

○議長(猪狩一郎君) 日程第14、議案第2号 町税条例等の一部を改正する条例及び日程第15、議案第3号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件の2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。副町長、林知己君。

○副町長(林知己君) 日程第14、議案第2号 町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案の6ページをお開きください。議案第2号 町税条例等の一部を改正する条例。町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和元年5月9日提出、ニセコ町長 片山健也。

それでは議案の15ページをお開き下さい。下段、提案理由がございますので、こちら読み上げます。提案理由、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。この町税条例の一部改正の内容につきましては、別冊、説明資料と新旧対照表をお配りしておりますので、こちらをご用意したいというふうに思います。それでは、別冊の説明資料の1ページをご覧ください。町税条例等の一部を改正する条例の概要とございます。まず、改正の趣旨ですが、個人町民税では、単身児童扶養者について非課税措置対象者への追加、寄付金税額控除については特例控除額の措置対象を特例控除対象寄付金とする改正、住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充、軽自動車税の種別割のグリーン化特例についての改正、環境性能割の税率为1%減とする臨時的軽減規定の新設などについて、地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)等の交付に伴い、所要の改正を行う必要があるものでございます。次に、改正概要ですが、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加は、令和3年度分以後の個人町民税から適用となります。寄付金税額控除の改正は令和元年6月1日から対象となります。軽自動車税はグリーン化特例(軽課)の適用対象を電気自動車等に限定し、消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割の税率为1%分軽減いたします。これは令和元年10月1日から令和2年9月30

日の間の措置となります。

それでは、改正条例個別条項の改正内容についてご説明いたしますが、条項ごとに施行日、適用日が違っておりますので、合わせて説明をさせていただきます。新旧対照表1ページ、第1条に関する改正でございます。新旧対照表は左が現行で、右が改正後の案となります。上段から第34条の7は、寄付金税額控除に関する規定で、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする改正となっております。こちらは令和元年6月1日施行です。附則第7条の3の2は、住宅借入金特別控除に係る消費税率10%が適用される住宅を取得した場合の控除期間の拡充と申告要件を廃止する改正となっております。こちらは平成31年4月1日適用です。新旧対照表では2ページの中段から4ページ上段までになりますが、附則第7条の4、第9条及び第9条の2については、特例控除対象寄附金に係る法律改正にあわせた規定の整備となっております。こちらは令和元年6月1日施行です。新旧対照表では4ページの中段になりますが、附則第10条の2については、法律改正にあわせた条項規定の整備となっております。こちらは平成31年4月1日適用です。次に同じく新旧対照表では4ページの中段、附則第10条の3第6項では、高規格堤防の整備に伴い、建替家屋に係る固定資産税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について、法規定の新設に合わせて新設の規定です。こちらは平成31年4月1日適用です。新旧対照表5ページの上段から6ページにかけて、附則第10条の3第7項から第13項につきましては、政令改正等にあわせて条例の項について規定の整備となっております。こちらは平成31年4月1日適用です。説明書では2ページになります。新旧対照表の7ページから10ページ上段にかけて、附則第16条及び附則第16条の2につきましては、軽自動車税の税率の特例に関する規定で、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除する規定の改正と整備です。こちらは平成31年4月1日適用です。ここで、重課と軽課という言葉が出てきておりますが、この後も出てきますので、重課と軽課について説明いたします。重課につきましては、新車の新規の登録から一定年数を経過した自動車については、自動車税の税率を重くする特例措置のことを言います。軽課につきましては、排出ガス及び環境性能の優れた自動車については、自動車税率を軽減する特例措置のことを言います。それでは新旧対照表の10ページの中段になります。附則第22条は東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定の整備となっております。こちらは平成31年4月1日適用です。

次に、新旧対照表では11ページとなりますが、こちらから第2条による改正となります。まず第36条の2につきましては、町民税の申告書記載事項の簡素化の規定の改正となっております。こちらは令和2年1月1日施行です。11ページの中段から13ページの上段にかけて、第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項の追加の規定の改正となっております。こちらは令和2年1月1日施行です。13ページ上段になりますが、第36条の4は町民税に係る不申告に関する過料の規定で第36条の2の改正に伴う規定の整備となっております。こちら令和2年1月1日施行です。13ページの下段から14ページにかけては、附則第15条の2及び15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の非課税とする臨時的軽減の規定の新設及び環境性能割の賦課徴収の特例の新設の改正

となっております。こちらは令和元年10月1日施行です。14ページ下段か15ページ上段にかけましては、附則第15条の3、15条の3の2及び15条の3の3軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例に関する規定で当分の間、環境性能割を徴収する北海道の規定にあわせた規定の整備となっております。こちらは、令和元年10月1日施行です。15ページ中段、附則第15条の6は軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設する改正となっております。こちらでも令和元年10月1日施行です。附則第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設する改正です。こちらでも令和元年10月1日施行です。17ページ中段となります。附則第16条の2軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、附則第16条改正に伴う規定の新設する改正です。こちらでも令和元年10月1日施行です。

次に、第3条による改正でございます。新旧対照表では18ページからになります。第24条は個人町民税の非課税の範囲に関する規定で、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加の規定の整備する改正となっております。こちらは令和3年1月1日施行でございます。説明資料3ページ、新旧対照表では18ページの中段から19ページになります。附則第16条第5項及び第16条の2では、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を電気軽自動車等に限ったうえで新設する改正及び規定の整備でございます。令和3年4月1日施行です。次に第4条による改正でございます。新旧対照表では20ページになります。こちらは平成28年ニセコ町条例第18条の附則の改正となります。第1条中附則第15条の6法律改正にあわせた規定の整備となっております。平成31年4月1日適用でございます。

次に、新旧対照表では21ページから23ページになります。第5条による改正でございます。こちらは、平成30年ニセコ町条例第9号の改正となります。第1条中第48条で、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の規定適用除外についての規定の整備となっております。こちらは、平成31年4月1日適用です。次に23ページ中段になります。第1条中附則第1条及び第2条は法律改正にあわせた規定の整備となっております。こちらは平成31年4月1日の適用でございます。以上、条項別の説明になります。

それでは、議案の13ページにお戻りください。13ページ下段、附則でございますが、第1条施行期日以下、15ページにかけて、各税に関する経過措置を記載しておりますが、先程の各条項の説明中、施行期日、適用期日について説明しておりますので省略させていただきます。

最後に、議案の15ページ下段、町民参加の状況ですけれども、関係法令の改正に伴うものでありますので、住民参加の手続きを要しないとしてございます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

日程第15、議案第3号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。横長の別紙議案の1ページをお開き下さい。議案第3号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、規

定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,041万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,174万7千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。令和元年5月9日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページを開き下さい。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を、3ページに載せてございます。4ページ、5ページは後で説明をいたしますので飛ばしていただきまして、6ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。7ページ、歳出をご覧ください。今回の補正額合計7,041万5千円の財源については、地方債で5,930万円、その他で750万円、一般財源で361万5千円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。12ページをお開き下さい。2款 総務費、1項 総務管理費、6目 企画費、19節 負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金250万円については、曽我親交会から要望のありました備品整備、こちらはテント、発電機、除雪機になりますが、これについて、財団法人自治総合センターから交付決定があったことから補正するもので、町が間接補助事業者となり、歳入歳出同額の補正計上となります。なお、コミュニティ助成事業補助金の基となる経費は、宝くじの収益金によるものです。これまで大変なご指導を受け連携させて頂いている地域活性化センターや、市町村振興協会との連携が今回の補助採択につながったものと理解しております。今後もこれら関係との連携を深めるべく努めてまいりたいと考えております。20目 庁舎等整備費、15節 工事請負費の役場庁舎・防災センター建設工事で6,436万3千円の計上です。新役場庁舎・防災センターの建設に伴い、平成31年3月8日の議員協議会において工事金額の増額について説明を実施してご承諾をいただいているところではありますが、予算の内容としては、LPGコージェネレーションの導入や高气密・高断熱を最大限に図るため仕様内容の変更を実施したこと。また、杭工事や土工事の工法によるコストの増加。物価上昇による北海道建設部営繕工事積算標準単価表の労務費や諸経費の上昇に伴い建設費が増額となったため、6,436万3千円を増額補正するものでございます。なお、次年度の工事額としての債務負担行為額についても5,168万7千円を増額するものでございます。増額の概要につきましては、別紙の補足資料でご説明させていただきます。裏面の1ページになります。上の方から工事費として、本年2019年度と来年2020年度に分けて記載をさせていただいております。まず全体工事額の当初の額ですが、2019年度では6億8,849万円、2020年度では10億7,811万円、合わせて17億6,660万円でございます。今回の増減額は、2019年度で6,436万3千円、2020年度で5,168万7千円、合わせて1億1,605万円の増となります。これによりまして、全体工事額は補正後となりますが、2019年度で7億5,285万3千円、2020年度で11億2,979万7千円、合計で18億8,265万円となります。2番目で、増減額分の内訳について記載しておりますので説明をいたします。増減分の内訳として、①から⑥まででございます。①物価上昇による増加ですが、2.3%を見込み、建築主体工事で3,025万円、機械設備工事で662万7,500円、電気設備工事で728万7,500円、合わせて4,416万5千円の増となります。次に②の

杭工事と先行掘削に伴うコスト増加で、建築主体工事 3,500 万円の増、③土工事と親杭、横矢板によるコスト増加で建築主体工事 2,300 万円の増、④サッシの仕様変更でアルミ断熱サッシから木サッシへの変更で、建築主体工事 4,590 万 6 千円の増、⑤エネルギー計測機器実装については当初予算にいておりましたが、北方総合研究所とクラブヴォーバンにて竣工後に対応していただけるので、機械設備工事として 433 万 9,500 円の減、⑥監視カメラ、防犯入退出管理につきましては、当初電気設備工事で計上しておりましたがリース対応とし、2020 年度予算で計上を見込んでおります。また、電話機、サイネージにつきましては、備品工事として 2020 年度予算で計上する見込みとなり、電気設備工事で合わせて、2,768 万 1,500 円の減となります。それらすべて合わせまして、建築主体工事 1 億 3,415 万 6 千円の増、機械設備工事で 228 万 8 千円の増、電気設備工事で 2,039 万 4 千円の減、合計では 1 億 1605 万円の増という内訳になります。それでは議案の 13 ページにお戻りください。7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 観光費、19 節 負担金補助及び交付金の M I C E 受入支援事業補助 108 万 9 千円については、ニセコリゾート観光協会に補助を行い、M I C E の受入支援事業を行うものでございます。M I C E 事業の内容としては二点ございます。一点目に「太郎吉蔵(たろきちぐら)デザイン会議 in ニセコ」が 7 月 20 日から 22 日の 3 日間ニセコ中央倉庫群を会場として開催することとなりました。「太郎吉蔵」とは、滝川市にある酒造店の倉庫跡を、N P O アートチャレンジ滝川が再生し、芸術イベントの開催や地元住民の貸しホール等に使用されており、ニセコの中央倉庫群のモデルの一つとして親和性の高い施設でございます。この「太郎吉蔵」を会場として「太郎吉蔵デザイン会議」が昨年まで 10 回開催されておりました。今年は「太郎吉蔵デザイン会議 in ニセコ」として、日本デザイン界を代表するデザイナーの原研哉氏をはじめ、様々な分野から知見や発信力の高いメンバーが全国より約 100 名がニセコ町に参集し、様々なテーマの基調講演やパネルディスカッションが行われます。質の高いおもてなしが求められ、かつ P R 効果も高いことから、宿泊施設や空港からの移手段、ニセコならではの特産品や会場の提供など、地元の支援も含めた M I C E 事業の一環として必要な経費を補正するもので、73 万 4 千円を見込んでいます。二点目に「(仮称) 国際数学学会」が 9 月 6 日から 10 日の 5 日間、ニセコ町で開催することとなり、こちらも東京大学の儀我教授を始めとする、全国から知見や発信力の高いメンバーが参集するため、宿泊施設や空港からの移手段、町内見学の周遊バスなど、質の高いおもてなしが求められ、かつ P R 効果も高いことから、M I C E 事業の一環として必要な経費を補正するもので、35 万 5 千円を見込んでおります。続きまして 14 ページになります。10 款 教育費、1 項 教育振興費、4 目 教育諸費、7 節 賃金の臨時教諭賃金 231 万 2 千円及び 9 節 旅費の費用弁償 15 万 1 千円については、本年 4 月頃よりニセコ小学校において 3 年生で支援が必要な児童がおりまして、教室での勉強が難しい状況となっています。現在ニセコ小学校に配置している特別支援講師 2 名は 1、2 年生への対応で手が足りておらず、また、担任・教頭などの負荷が過大となり日常業務に支障をきたしております。そのため、特別支援講師の配置を 1 名増とし、それに必要な臨時教諭賃金と通勤にかかる費用弁償として補正するものでございます。賃金については、日額 11,560 円の 200 日を見込み、231 万 2 千円の計上です。

次に、予算書の 4 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為でございまして、役場庁舎・



防災センター建設事業について、令和2年度の限度額10億7,811万円から変更後11億2,979万7千円に債務負担行為の設定でございます。それから、15ページをお開きください。債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての当該年度以降の支出額等に関する調書でございます。役場庁舎・防災センター建設事業について、令和2年度の限度額11億2,979万7千円の財源内訳として、地方債で10億4,060万円。一般財源で8,919万7千円となっております。

続いて、歳入について説明をいたします。8ページをお開きください。19款 繰入金、1項 基金繰入金、8目 庁舎建設基金繰入金、1節 庁舎建設基金繰入金500万円については、新役場庁舎・防災センターの建設に伴い、歳出で説明した通り建設費が増額したため、起債借入しますが、その内、公共施設等適正管理推進事業債の充当率が90%措置であるため、起債充当されない500万円を補正するものでございます。20款、1項、1目 繰越金、1節 前年度繰越金において、歳入歳出予算の収支均衡を図るための361万5千円の計上でございます。10ページになります。21款 諸収入、5項、4目 雑入、23節 雑入において、コミュニティ助成事業補助金250万円の計上です。歳出で説明しました、曾我親交会への備品整備について、財団法人自治総合センターから交付決定があったことによる補正計上となります。続きまして、11ページになります。22款 町債、1項 町債、1目 総務債、1節 総務管理債において、役場庁舎・防災センター整備事業債5,930万円の計上です。新役場庁舎・防災センターの建設に伴い、歳出で説明した通り建設費が増額したため、公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災・減災事業債の充当額を補正するものです。

5ページにお戻りいただいて、第3表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明いたしました起債の限度額の変更に関する補正を行うものでございます。役場庁舎・防災センター整備事業債については、変更前の限度額6億4,580万円を7億510万円に変更いたします。変更後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様でございます。それから、16ページに、地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらん頂きたいと思っております。

説明は以上ですが、本補正予算にかかる歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料No.1をご覧いただきたいと思っております。

議案第3号については以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、午後3時まで休憩いたします。

休 憩	1 4 時 4 3 分
再 開	1 5 時 0 0 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第2号 町税条例等の一部を改正する条例についての件の質疑に入ります。質疑はありませんか。高木議員。

○8番（高木直良君） 8番、高木直良です。初めての質問ですが、よろしくお願ひいたします。説明のありました資料1、附則第13条の3第6項の、高規格堤防の整備に伴い云々ということですが、

こうした事業がニセコ町においても、今後事業としてあり得るという想定のもとに改定があるのか、あるいは地方税法全般の改定のなかで遍く、すべてを洩れなく町条例に反映させるものなのか、その点をお聞きしたいと思います。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀義範君） 高木議員のご質問にお答えします。こちらのほうはニセコ町で特に特定してこのような施設がということではなく、地方税法の改定に伴いまして、国全般でこのような場合にはこういう減額規定が今回法律で施行されましたので、当町も同じようにこの条例を制定するというございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） この資料1に対照するものが対照表の4ページの右側にあります第10条の6ですね、この冒頭に法附則第15条の8第4項と書かれておりまして、私聞きながらこれはどこにあるのかと探したのですが、条項を追っていきますと6ページの下の方まできても、13まできて、それから次のページは第16条に移っていく。この15条の記載はどこにありますか。

○税務課長（芳賀義範君） こちらは町税条例ではなく、地方税法の附則の規定になりますので、このなかには記載はございません。

○8番（高木直良君） ここにはないのですね。分かりました。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なしと認め、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号、町税条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 5番、斉藤うめ子です。2点お聞きしたいと思います。この補正予算のなかの12ページ、下の段、企画費のなかのコミュニティ助成事業補助金、曾我親交会への助成金のことですが、これは補助金が出て、一般財源から出すものはないんですけれども、この内容について伺

いたいと思います。この補正予算資料No.1 に詳しくは書いてあるのですが、その1 ページ目に曾我親交会から要望のあった備品整備（テント、発電機、除雪機）とあります。これが250万円。お聞きしたいのは詳しく知りたいということと、このテント、発電機、除雪機の整備は、去年から始まったこども会との関連しているのかどうか、これから曾我活性化センターを休日に使う場所として、充実、整備したいということが目的にあるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。もう1点は、13ページの観光費のなかでMICE受入れ支援事業のなかの108万9千円で、国際数学学会のことで。日程も9月6日から5日間と決まっていますので、計画もかなりできているのかなと思うんですけど、35万5千円の内容としては宿泊と交通手段とあるんですけども、国際数学学会についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。以上の2点です。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず12ページのコミュニティ助成の関係でございますが、一般社団法人自治総合センターが地域の自治活動に関して、様々な備品等があった場合にそういうものについて助成するという中身でございます。そこでお子さんを預かることに関してのみを目途として導入するということではございませんけれども、それらも含めて地域の振興、たとえばお祭り事ですとか、様々な催し物に活用できるようにということで申請をして、それが通ったという中身になっております。子どもをお預かりするということも含めているというふうに解釈してもよろしいかと存じます。備品の内容については、テント3張り、発電機1台、除雪機1台ということで、合わせて266万4,360円となっております。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 齊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。商工観光課に移動しましてはじめての質問ですので、お手柔らかによろしくお願いいたします。数学学会、仮称ではございますが、開催日時は先程副町長が申した通り、令和元年9月6日から10日までの5日間、参加人数が20名ということで、場所については未定ということでございます。今回助成する費用の内訳についてはバス賃でございまして、町からは交通費、バス借上げ料を支援するというところでございます。概要でございますけれども、今回数学学会のなかでこの学会をつくりたいのは、国際的な数学者を集めて研究集会を実施するということが重要になってきているなかで、こういった国際的な議論するところを創設したいということで、副町長から説明がありました東京大学の儀我教授が中心となって進めている学会でございます。意味合い的にはこの9月のときに、いわゆる学会の創設会議みたいな感じでニセコ町でやりたいということでございます。今回ニセコ町でやるということになったことですが、数学者の皆さんが求めているものが、自然環境が豊かで静かな環境のなかで思考性を高めていくという環境が整っていること、国際的知名度があって宿泊施設が整っているところを探していたところ、ニセコ町が候補として上がってきたという経過でございます。基本的にはこの学会を設立するだけが目標ではなく、将来的には公的研究機関として日本初の研究主体型研究所の創設を目指しているということでございます。この研究所も将来的にニセコ町に設立したい意向だというふうに聞いておりますので、その足がかりとして学会を創設するためにニセコ町で学会をしたいという趣旨でございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5 番(齊藤うめ子君) まず、曾我活性化センターの補助について、重なる部分もありますけれども、今の説明のなかでこども会も含めてとおっしゃったと思うのですが、昨年の 12 月と今年の 5 月に休日保育をされて、かなり盛んに、私も一度見学に行ってきましたけれども、35 名くらいいたように思います。これからも、中心になってやっていたら森崎さんからもお話しを聞きましたけれども、場所的にも広くて非常にすばらしい、子どもたちがのびのびと活動できるということで、いろいろ構想を伺ったのですが、その話を聞いていて今後も、これ助成金 250 万円という金額ですが、コミュニティセンターはそれぞれ補修だとかで補助するのは分かるんですけども、もっと充実することを念頭に入れて補助を、どのくらいの、はっきり区別はつかないのですよね。でも、そのような構想をもっとさらに発展させるという構想を持っていらっしゃるのかどうかお聞きしたいというのが 1 点です。次に国際数学学会ことで、いま説明でほとんど交通費とおっしゃったように思いますが、どのくらいの規模で、どのくらいの人数を想定した交通費なのか、もう一回お聞きしたいなと思っているんですけども。この 2 点だけです。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 今回のコミュニティ助成の関係につきましては、含まれるというお話はさせていただきましたが、あくまでも主体となるのは曾我親交会のお祭りですとか、その他地域の自治活動を助成するための様々な活動に活用するという事で認められたものということが基本です。その上で曾我活性化センターで使われる他の様々なものにも、これらの備品については活用もできるだろうという意味で含まれるという意味で申し上げました。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 先程交通費と申しましたが、基本的にはバス借上げ運行経費でございます。まず 9 月 6 日に新千歳からニセコ町までの出迎え対応のバス代として 12 万 7,575 円、それから 9 日のエスクカーションとして近隣町村の周遊をしたいということで、これが 1 台で 11 万 3,400 円。それから 10 日に新千歳へ送っていくということで 11 万 3,400 円ということで、行きと帰りとで若干金額が違いますが、これはガイドがあるかないかの違いと考えております。合計 35 万 4,375 円、切り上げて 35 万 5 千円の支援をするということです。規模としましては、今のところ 20 名くらいと聞いておりまして、人数はまだ定かではございません。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5 番(齊藤うめ子君) 国際数学学会という名前がついていますので、当然海外からもいろいろ来られると思いますけれども、日本国内だけでなく、その内容がわかればもう少し教えていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 9 月の学会ということで、まだ参加される国や数学者の名前等は全くわからない状況でございます。基本的には東大の教授を中心とした国内の数学者の皆さんが集まって、今後どういうふう運営をしていくかというような話をされるのかなと思っています。また詳しい内容等わかりましたらお知らせしたいと思っておりますけれども、今のところでは、海外の数学

者のかたが参加されるとは聞いておりません。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 補足で説明させていただきます。先程の質問の趣旨のなかでこども会のことをターゲットにしてコミュニティ助成をするという意味ではないということは、山本課長からご報告させていただきました。これまで近藤親交会、福井地区親交会、中央地区にもコミュニティの助成事業、100万、150万、250万と、それぞれ違いますけれども、お祭りに使うテントであるとか、そういった備品類に関して、この宝くじの助成を受けてきたということで、今後とも各地区の要望を受けながら、できれば毎年一定額の助成を受けるように努力をして、100%の補助を受けながら自治体活動の支援をしていきたいというふうに考えております。それから、MICEにつきましては、実は2年ほど前から、東京大学の儀我教授を含め、東大出身者の数学OBがニセコでこういう学会はできないだろうかという動きをずっとされておまして、将来的には、ニセコのようなリゾート地に数学研究所を設けられないかという夢が儀我教授たちにはございます。数学につきましても、それぞれ大学の系列というのでしょうか、東京大学をはじめ国際社会のなかで数学者のグループがございまして、公的な形で将来研究所ができると、それぞれが関係なく公的支援として世界の数学者がこのニセコへ来て、数学の研究ができると。現在AIが日本、あるいは世界で動いておりますが、AIももともと数学研究がおおもとになったものでして、今後儀我教授をはじめとした世界の数学者とニセコ町がつながっていくことは、ニセコ町の教育、あるいは文化振興について非常に大きいのではないかと考えております。現在町のなかの移動手段が非常に希薄ということから、新千歳からのアクセス、学会の会場を町民センターを使われると思いますが、宿泊所と町民センターの足であるとか、そういうものの支援をしようということで、補助金を見込んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） そのほか質疑はありませんか。高木議員。

○8番（高木直良君） 8番、高木です。予算書12ページの庁舎整備費の補正に関する質問です。一緒に説明のありました資料のNo.1と補足資料に基づきまして、いくつか質問をさせていただきます。ひとつめに、この補足資料の増減額分内訳と書かれておまして、大きく3点お聞きします。ひとつは2番、3番目にあります杭工事、土工事に伴いますコストの増加ということですが、通常この土工事にあたりましてボーリング調査等が必ず行われます。これに伴って杭工事についても杭の長さや種類を決めると思います。また、土工事で土留めするにあたって、シートパイル（鋼矢板）にするのか、こういった親杭に横矢板工法にするのかというようなことも、当初設計されると思います。この辺の増額理由、たとえば想定していた土質以上に硬い、あるいは支持基盤が低いところにあるとか、そういうことが原因なのか若干補足をいただきたいと思います。ふたつめに、4番目のサッシの仕様変更で、アルミ断熱サッシから木サッシへということで、約4,600万円位の増額です。変更についての異論はありませんが、ただこれだけの増額となりますと、資料1のほうの理由にはLPGコジェネの導入や高気密・高断熱を最大限に図るための仕様変更と、ここに該当するののかと思いますけれども、これによってどの程度、具体的には高気密・高断熱の一環としての木サッシに変えることによって、どの程度ランニングコストが軽減されるのか。たとえば30年間累積した場合

に、ここで増額した分以上に省コストになっているというような計算をしているか、していないかということについてお聞きしたいと思います。いま言ったサッシによる高気密・高断熱で省エネを図るということで、資料1に理由としてLPGコジェネの導入ということが書いてありますが、私が町民講座等でお聞きしていますのは、この庁舎設計のエネルギー関係については、当初の設計、基本設計でもそうですが、地中熱のヒートポンプというものを組み込むということが、昨年のアクションプランの二次の検討の経過のなかで、これは必ずしも省エネにはつながらないと。初期投資に関連して機能がだんだん落ちていくのではないかということで、LPGコジェネということが提起されておりました。しかし、これについて増減があるのかないのか、この補正予算のなかでは全然読み取れないのですが、そのシステムを変更したことによる増減の問題が関連しているのか、していないのか。設備の本体そのものですね。先程、機械設備工事・電気設備工事の増額変更は、物価上昇等によるもので、設備の内容変更とは関連した説明がございました。ですから、先程申し上げたように、設備の内容変更に伴う増減の変更があったのか、なかったのかということをお聞きしたい。これに関連してですが、広報5月号に2ページにわたりまして、新庁舎の実設計がこのような経過で進んでいますと。たとえば床面積を縮小しましたということは書かれていますが、この基本的な地中熱のヒートポンプからLPGに変わりますということについては説明が一切載っていません。そのへんはどういうことでそうなっているのか、合わせてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） とてもレベルの高いご質問ですが、私のお答えできるところをお答えしたいと思います。もし内容に抜けているところがありましたら、再度質問いただければと思います。まずひとつめの質問で、2番目と3番目の杭の先行掘削に伴うコストの増減と土工事の部分の理由です。まず杭の部分ですが、ボーリング調査をしたときに地耐力が50トンということで、今回の設計については50トンを支持層ということで進めていくということで考えました。その時に実は掘削していくと転石というか石が結構あるということが原因と分かりました。当初は基礎に耐圧版、基礎の床を厚くして、地盤改良をして杭を用いないでやろうかと検討しておりました。それが、今回ボーリング調査をしたときに、ちゃんとした支持層につけなければいけないということで、アースオーガードリルで20メートルくらい土を掘ってあげ、31か所掘ります。そこに17メートルの杭に12メートルと5メートルの杭を途中で溶接してつけまして、それを今回杭工事ということで組み込むために、当初見ていなかったものを今回みたということで、その分が増額になっているのが1点。土工事の部分の親杭と横矢板の部分の増額については、掘削するときオープンカット方式で掘っていったのが通常で、ある程度の法を切って土が崩れないように施行するというふうにみていましたが、結構地下を設けるといところで、垂直面に面するような土も出てくるので、この辺は7メートルから10メートルの親杭を周りにH鋼で打ってあげて、その板をはめていくというオープンカット工法から親杭工法の矢板工法でやっていくという、当初みていなかったものをみたということで今回増額になったと。この2点についてはそういう理由でございます。ふたつめのアルミ断熱サッシから木サッシになって、どのようにこの金額になったかということですが、よろ

しいですか。まずランニングコスト的には、3 つめにも関わってくるのですが、副町長から高断熱・高気密という説明があったように、まず高断熱・高気密を優先的にやっっていこうというところで、通常の二重窓をトリプル、三重窓で持っっていこうということでランニングコスト的にはかなりかからないだろうという想定をしております。その数値的なものは、当初0.35くらいを目標にしておりましたが、それを三重窓にすることによって0.18UHという数値がでるとなったために、ランニングコストについては現庁舎と新庁舎を比べると相当金額はかからなくて済むだろうということで、今回仕様を変えています。ただ、年間200万円程度の金額が浮くという想定もありまして、100年でいくとランニングコストは2億円程度浮くだろうという考えで今回二重窓から三重窓へ仕様を変えています。それから、これに合わせまして、断熱効果につきましても通常は10センチくらいを見込んでいますが、今回は23センチくらいのかかなり厚い、外断熱工法をもって施行するものですから、かなり高気密・高断熱という意味ではエネルギー消費を少なくすることが見込めるということで、この辺は検討しております。3 つめ、今回の広報にヒートポンプの説明がしっかりしていないという部分もあったということも踏まえ、今回のLPGの導入については第二次アクションプランということで、企画環境課が総出になって進めております。環境に配慮した方策ということで、それに乗っかって今回町全体として、新庁舎についてもできれば将来LPGから水素ガスにもっていくということで、いまは小さいながらのLPGですけれども、将来は大きなLPGにして、ゆくゆくは水素を用いた庁舎のエネルギーを用いてはどうかということで進めてきた経緯があります。それが3つ目です。重複しますが、ヒートポンプからLPGにしたというのは、しっかりと高気密・高断熱をすることにより、コンクリートの躯体をしっかりと断熱することによって、小さいエネルギーで暖かいとか涼しいとか、そういう環境をつくることを目的に、今回こういう設計をして内容を改めたということになっております。私の説明でご理解していただけるかどうか分かりませんが、大雑把に言いますとそういうことでございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 説明ありがとうございます。短時間で説明するというのは大変なことだなと、私も聞いていて思います。私が広報を見て感じましたのは、先程も言いましたように、昨年1年間何回かアクションプランの改定にあたって町民講座等ありました。そういうなかで、庁舎に限らずニセコ地域全体に関わるアクションプランということで、庁舎に関わることは一部だと。たとえばこういった2ページの広報の報告に際しても、そのことは欠かせない一部だと思います。ページの制約はあったのかもしれませんが、庁舎問題とアクションプランとに関連があるということ、それから、いまお話しがありましたように経費が当初見込んでいたよりもかかる、改善することによるコスト増もある。庁舎を50年、あるいはもっと使うというなかで、それは回収できるんだということが、町民の方にも理解できるように広報していかないと、やはりニセコ町は20億円、ずいぶんお金かけるんだねということに終わってしまわないように。ひとつは、中で働いている職員の方が働きやすい、それから訪れる町民の方も便利に使える、そして全体的には環境を守っていく、特にCO<sub>2</sub>削減を目標に大きく掲げているということも関連しているんだということを、何かにつけて広報していただきたいというふうに思いました。ということでぜひご協力をいただきたい、これは要

望です。質問とは違いますが、以上です。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 広報担当の山本です。確かに入れるべきだったというふうに思います。いろいろご指摘いただきましてありがとうございます。庁舎ということではその部分についてはスペースもなかったということもありますけれども、アクションプランがこのようにできてという概要については皆さんに別冊として今回お配りさせていただいたということもあり、そちらに代えさせていただいたということもあります。今後はいまのような、どんな脈絡でこれを行っているのか、それからどういうコストなのかということについては、広報のほうでも注視しながら、ただコストがかかっているということではないということをお分かりいただくということは確かにその通りですので、注意して広報してまいりたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 他にご質問はありませんか。浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 6番、浜本です。今の関連になりますが、土地調査なりでこういう変更の結果になったのだらうと思いますが、心配なのは水位がどのくらい想定しているのか。それから基本設計のなかでの水処理についてお知らせいただきたい。変更になった杭の図面があれば、あとで結構なのでいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） 水位の件は、いま地質調査をしたなかでは、2～3メートルのところに水位があるというかたちになっています。ただ、ボーリングも限られた箇所で行っているものですから、全体に水がいつているかどうかというのは、全体を掘削してみないと分からないことなので、そのへんは施事業者が決定した事業者と一緒に、設計事務所と協議をしながら、たとえば水中ポンプを入れて水を汲んで排出しながら工事をやるとか、状況によっては施行のほうは水位が当たった場合にはいろいろと検討していきたいと思います。杭の関係については、後日皆さんにお示しできるようにしたいと思っております。床付けの深さ、基礎の一番低いところは約7メートルのところになると思います。

○議長（猪狩一郎君） 他にご質問はありませんか。木下議員。

○2番（木下裕三君） 2番、木下です。M I C E受入れ事業について質問させていただきます。これ、観光協会に補助をして進めるということだったんですけれども、観光協会の役割を教えてください。たとえば、向こうに事務局があって、観光協会がつないでいるのか。もしくは行政の担当課のほうで向こうの事務局と話して観光協会のほうに投げているのか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 木下議員のご質問にお答えします。M I C E事業は基本的に観光協会が窓口になって受入れを進めている事業でございます。向こうの団体の皆さんと観光協会のほうで、やり取りをしております。ただ、そのなかでいろいろな要望が出てきた場合は、町と協議をして、町にとってメリットのある事業については支援をしていくという流れでございます。基本的には向こうの団体と観光協会が主体となって、運営を含め観光協会が支援をして、運営はその事業体が行っていくという感じで行っている。行政としてはお金の支援も含めて、必要であれば人的



支援も行うこともあります。いまのところはこの2件については人的支援ではなくて、観光協会のほうで主体的に支援をしていくということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 観光協会が主体となって動くということで、私もそのように想定しておりましたが、このように補助を出すからにはもちろん売上げというか、経済的な効果を地域にもたらすということが前提になろうかと思いますが、その辺の見込みがあれば教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） そのMICEで受け入れる団体の事業によって内容は若干違いますが、たとえば「太郎吉蔵」のデザイン会議に関しましては、基本的には宿泊やイベントを開催する会場費だとか、そういった物販も含めて観光協会がやっていたらということで、それらの経済的効果、また町内の周遊もございますので、その時にお寄りいただいて経済的な効果が出てくるのかなというふうに思っております。今回のバス運行補助も100%「太郎吉蔵」に支援する予定はなく、基本的に有料設定された中で、不足している部分を補っていくというやり方をしております、行政に全ておんぶにだっこということではございません。また、数学学会につきましても、今回この2件には共通点がございまして、二次交通の不便さというところからこういう要望が出てきてるところもございまして、これに関してはニセコ町としてもきちんと支援していく必要もあるのかなと考え、今回の支援を決めたということです。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） おっしゃっていることも良くわかりますが、MICE本来の意義というのはいろいろな学会や団体が地域に大きなお金を落とすしていくということが非常に注目されているものがあって、全国的に取り組まれている事実があるかと思えます。そういうことを踏まえ、本来だったらMICEを受け持っている事務局等がそれぞれの会費などを参加者に負担してもらって、やりたいなといったところを交渉して、その地域、いまだと都市部が多いですが、これからそういう意味でリゾート地はますます増えてくると思います。中には、先程町長がおっしゃったように、数学の研究所といったことも将来的にはあるかと思えますので、そこも踏まえて行政のほうでどれだけ支援をするのか、あるいは相手方にしっかり地域に落としてもらうような努力をするのかというところは、観光協会を含めハンドリングが必要かと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 木下議員のおっしゃるご指摘通りでして、MICEをやるということは経済効果が非常に大きいという点も、各自自治体で誘致活動が進んでいる理由のひとつかと思えます。一般的には、一般の観光旅行に比べて消費額が多いというふうに言われておりますが、具体的に観光協会がその辺を効果測定できるかどうかを含めて、今回の事例を参考にしながら観光協会と効果についても議論していきたいと思っております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 補足説明させていただきます。たとえばデザイン会議、原研哉さん、隈研吾さん、国立スタジアムを設計されている方、それからNHKのプロジェクトXの梅原真さんとい

う大変有名なデザイナーもニセコに集まるという価値があるかと思いますが、ニセコに来てからの参加費が2万円ということで、宿泊費は一切自己負担、それ以外の弁当等ニセコ町内に落とすであろうお金として2万円を集めて食事を確保するというをやっている。一定程度の効果はあるかと思いますが、こういったことを積み重ねることによって、ニセコはMICEのメッカになるという可能性も十分あるかと思いますが、引き続き身の丈に合った支援を少しずつしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なしと認め、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号、令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議員派遣の件についての件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配布したとおり派遣することにしたいしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

暫時休憩いたします。

暫時休憩 15時30分

再開 15時32分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先程、総務及び産業建設常任委員長から閉会中の所管事務調査の申し出についての件が提出されました。この際これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思えます。

閉会中の継続調査の申し出についての件について、日程に追加し、追加日程第 17 として議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を日程に追加し、議題にすることに決しました。

◎日程第 17 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(猪狩一郎君) 日程第 17、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。総務及び産業建設常任委員長よりお手許に配布したとおり、会議規則第 72 条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて令和元年第 4 回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉 会 15 時 34 分

この会議録は、書記が作成したものであるが相違ないことを証するため署名する。

ニセコ町議会議長          猪 狩   一 郎   (自 署)

ニセコ町議会議員          榊 原   龍 弥   (自 署)

ニセコ町議会議員          木 下   裕 三   (自 署)